ご存知でしたか？

団体登録による5つのメリット

宗像市が規定する市民公益活動団体は、「宗像市市民活動団体の登録」により以下の支援を受けることができます。

01 NPOセンターウェブサイトに 団体の基本情報を掲載

公式な団体として活動をPRしよう!

02 市民活動に 有益な情報を郵送

市内で活動する団体やNPOについての情報、団体へのスキルアップセミナーやイベントの情報をお届けします

03 メイトム館内やユリックス掲示板へ チラシを掲示

掲載チラシの基本サイズはA4（縦）、掲載期間は3ヶ月とさせていただきます

04 NPOセンターウェブサイトのトップ画面に 団体のイベント情報を掲載

掲載方法については窓口へご相談ください。またパソコン操作が苦手な方もご相談ください。

05 宗像市市民活動総合補償制度により市民活動中の事故やケガを補償

補償の詳細については下記問合せ先までご連絡ください

また、団体登録をすることで以下の市民活動支援制度に申請することができます。

- 各制度には別途申請要件があり、申請書の提出や審査が必要な場合もあります。
- 各制度についての詳細は、宗像市またはNPOセンターのウェブサイトをご確認いただくか、下記問合せ先までお問合せください。

メイトム宗像
◎年間利用申込
◎多目的ホールの優先利用申込

メイトム宗像館内施設を事前に予約することができます。

スモールオフィスの利用

メイトム宗像内レンタルオフィスを借りることができます。（有料）

人づくりでまちづくり事業補助金

地域や社会の課題を解決する活動事業などに活用することができます。

宗像市公共施設使用料減免制度

公共施設の利用料を抑えて活動を行うことができます。

市民サービス協働化提案制度

市と協働で事業を実施することができます。

お問合せ先　宗像市 コミュニティ協働推進課　TEL ／ 36-5394　　宗像市 市民活動・NPOセンター　TEL ／ 36-0311

Check!

登録の条件

市民活動団体として登録ができる団体は、公益的な活動を行う団体であって、以下のいずれにも該当する必要があります。
（宗像市市民活動団体の登録に関する要綱 第2条より）

- ☑ 主に**市内で活動**する団体であって、**市内に事務所または活動場所**を持っていること
- ☑ 構成員が**3人以上**であること
- ☑ 団体の**代表者**が定められ、**団体規約・予算及び活動計画を整備**していること
- ☑ 適切な**会計処理**が行われていること
- ☑ **暴力団**またはその**構成員の統制下**にないこと

Check!

登録の方法

以下の書類を宗像市市民活動・NPOセンターにご提出ください。

①宗像市市民活動団体登録申請書
②団体の規約
③構成員名簿及び役員名簿（氏名及び住所又は居所）
④当該年度の予算書
⑤当該年度の活動計画書
⑥前年度の決算書
⑦前年度の活動実績をまとめた書類

申請書ダウンロード
（NPOセンターHP）

※申請後、市から団体登録通知書が郵送で届きます。（1か月程度かかります。）

登録申請書作成に関するご相談

問合せ先

団体登録制度に関するご相談

宗像市市民活動・NPOセンター
〒811-3437 宗像市久原180 メイトム宗像内
TEL:**0940-36-0311**（受付時間:平日9:00～17:00）

宗像市コミュニティ協働推進課
〒811-3492 宗像市東郷1-1-1 西館2階
TEL:**0940-36-5394**（受付時間:平日8:30～17:00）